

じめて書にみえしは、孝昭天皇元年七月遷都於掖上と、日本書紀するされしそ始なる。されど此御時よりはるかに上つよに、ふづきの名ありし事明なり、神代に五月蠅上といふ事みえたるも、いまいふ五月の事にて、神武天皇紀にむ月よりしはすまでの、和名みえたりしかば、ふづきのみしるされず、されど月々の名、此御時にみえたれば、孝昭天皇の御代よりはるかに上つ代の和名なる事著るし、萬葉集には、秋雜歌に、七月七日之夕者、吾毛悲鳥などみえたり、既にこの集に、ふみ月とふづきを讀りしより、古今集、後撰集の時代には、七月を文月などいふ文字に書しるしたれば、ふみづきとよめる事とはなれり、扱七月織女にかすとて、書どもをひらく故に、文月といふを誤れりと奥義いへるは、其時代よりふるくいひ傳たる所なるべし、されどこの説にては、文月はふみひらく月と云義にとりしも、西土にて七月七日曝書する事あるによりて、ふみひらく月といふ義に、とりなせしならんとおもはる。曝書の事は、早くは四民月令に、七月七日曝經書及衣裳不蠹とみえたり、崔國輔が詩、韓諤が歲華記麗等にもいでたり、さて八雲御抄には、ふづき、本はふむ月なりとするさせ給ひ、藏玉集などにも、ふみひろげ月とするせる曝書の意と、おなじくおもはるれど、下學集、蠶囊鈔などにしるせるは、七月七日二星に、文書を手向祭る義にいへり、藻鹽草もこれにしたがひ、日本歲時記、歲時語苑、毫品通考等も、みな七月七日二星に、文書を備へてまつるよしみえて、此月を文月といふ、七日たなばたにかすとて、ふみどもをひらく故に、ふみづきといふを略せりと日本歲時記、歲時語苑、毫品通考等も、みな七月七日二星に、文書を備へてまつるよしみえて、此月を文月といふ、七日たなばたにかすとて、ふみどもをひらく故に、ふみづきといふ其外種々の物共を備へて、二星を祭る事とはなれり、さてふみづきの名は、ふくみ月の義にとるかたしかるべし、此月稻穂を含めり、八月穂を張、九月かりとるなり、類聚名物考にも、此時に稻の穂の出んとして、妊む時なればいふか、加茂真淵もしかいへり、跡部光海翁は、穂見月なりといひ、谷川士清もしかいへり、此等の説えたりといふべし、扱また奥義抄の説は、文月といふかたにつ